

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第 18 号

(所 管) 文化観光局 歴史遺産活用部 文化財課

件 名	博物館の登録に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	博物館の登録に関する規則の所要の改正を行うため、本件を上程するものである。なお、本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、令和 5 年 3 月 31 日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 改正の趣旨</p> <p>令和4年4月15日付け博物館法の一部改正により、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運用を確保するため、博物館の登録要件が見直された。また、これに伴い、登録審査の手続き等についての規定が整備されたことを踏まえ、本市においても博物館登録制度の見直しを図ることとし、所要の改正を行うものであること。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 博物館の登録申請の際に必要な書類を定めるもの</p> <p>(2) 登録要件の審査や登録の取消しに当たり、学識経験者等への意見聴取を必須とするもの</p> <p>(3) 博物館の登録、変更登録、登録の取消し等の際の公示について廃止するもの</p> <p>(4) 博物館の運営状況の定期報告に係る規定を新たに定めるもの</p> <p>(5) 規定の整備を行うもの</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和 5 年 4 月 1 日</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件は、</p> <p><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 平成 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により、公布済である。）</p>

博物館の登録に関する規則の一部改正について

次のとおり、博物館の登録に関する規則の一部改正について、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 31 日に教育長において臨時に代理したので報告する。

令和 5 年 4 月 24 日
堺市教育委員会
教育長 栗井 明彦

(案)

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（平成27年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第16条」を「第22条」に改める。

第2条中「第10条の」を「第14条第1項の規定による」に、「様式第1号」を「博物館登録原簿（様式第1号）」に改める。

第3条第1項中「第11条第1項の」を「第12条第1項の規定による」に、「様式第2号」を「博物館登録申請書（様式第2号）」に改め、同条第2項中「第11条第2項第1号及び第2号の」を「第13条第1項第3号に基づく博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第19条第3号の規定による」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 第1項の博物館登録申請書には、法第12条第2項各号に掲げる次の書類を添付しなければならない。

- (1) 設置条例又は法人の登記事項証明書（私立博物館にあっては、法人の登記事項証明書又は定款若しくは規則）の写し
- (2) 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し
- (3) 博物館資料目録
- (4) 館長及び学芸員の氏名、職務内容並びに経歴を記載した書類
- (5) 前号に掲げる書類に学芸員として記載された者が学芸員となる資格を有することを証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか教育委員会（以下「委員会」という。）が登録の申請に当たって必要と認める書類

第4条中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会」に、「第12条」を「第13条」に、「第14条第1項」を「第19条第1項」に、「必要があると認めるときは、資料の提出を求め、実地について調査し、又は学識経験者若しくは専門機関の意見若しくは説明を聴くことができる」を「あらかじめ学識経験者又は専門機関の意見を聴取しなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、委員会は、必要があると認めるときは、資料の提出を求め、又は実地について調査することができる。

第5条から第7条までを次のように改める。

（登録事項の変更の届出）

第5条 博物館の設置者は、法第12条第1項第1号又は第2号に掲げる登録事項の変更をするときは、法第15条第1項の規定に基づき、博物館登録事項変更届出書（様式第4号）によりあらかじめ委員会に届け出なければならない。

（廃止の届出）

第6条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、法第20条第1項の規定に基づき、博物館廃止届出書（様式第5号）により速やかに委員会に届け出なければならない。

（定期報告）

第7条 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、法第16条の規定に基づき、博物館運営状況報告書（様式第6号）により、当該年度終了後毎年6月30日までに委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する報告に当たっては、次の書類を添付しなければならない。ただし、第5号及び第6号に掲げる書類については、変更のあった年度のみ提出するものとする。

- (1) 職員名簿、組織図等組織の態様を示す書類
- (2) 運営に係る収支計算書
- (3) 職員への研修実績等人材育成の取組を示す書類
- (4) 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業実績を示す書類
- (5) 博物館資料の目録（区分、数量等が分かるものとする。）
- (6) 施設及び設備に関する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか委員会が定期報告に当たって必要と認める書類

様式第2号を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第4号中「博物館登録事項等変更届出書」を「博物館登録事項変更届出書」に、「所在地」を「住所」に、「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「変更した」を「変更する」に改める。

様式第5号中「所在地」を「住所」に、「第15条第1項」を「第20条第1項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

（次の1様式 別記）

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第2号（第3条関係）

博物館登録申請書

年 月 日

堺市教育委員会 殿

設置者 住所

名称

代表者氏名

博物館法第12条第1項の規定により、下記のとおり博物館の登録を申請します。

記

- 1 博物館の名称
- 2 博物館の所在地
- 3 博物館法13条第1項第2号に規定する要件

当該申請に係る博物館の設置者が、法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと

（ はい / いいえ ）

（添付書類）

- (1) 設置条例又は法人の登記事項証明書（私立博物館にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は規則）の写し
- (2) 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し
- (3) 博物館資料目録（様式第3号）
- (4) 館長及び学芸員の氏名、職務内容並びに経歴を記載した書類
- (5) 前号に掲げる書類に学芸員として記載された者が学芸員となる資格を有することを証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が登録の申請に当たって必要と認める書類

様式第6号（第7条関係）

博物館運営状況報告書

年 月 日

堺市教育委員会 殿

設置者 住所

名称

代表者氏名

博物館法第16条の規定により、下記の書類を添えて報告します。

記

- (1) 職員名簿、組織図等組織の態様を示す書類
- (2) 運営に係る収支計算書
- (3) 職員への研修実績等人材育成の取組を示す書類
- (4) 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業実績を示す書類
- (5) 博物館資料の目録（区分、数量等が分かるものとする。）
- (6) 施設及び設備に関する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が定期報告に当たって必要と認める書類

(注)

第5号及び第6号に掲げる書類については変更のあった年度のみ提出するものとする。

博物館の登録に関する規則（平成27年教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）<u>第16条</u>の規定に基づき、博物館の登録について必要な事項を定める。</p> <p>（登録原簿）</p> <p>第2条 <u>法第10条</u>の博物館登録原簿は、<u>様式第1号</u>とする。</p> <p>（登録の申請）</p> <p>第3条 <u>法第11条第1項</u>の登録申請書は、<u>様式第2号</u>とする。</p> <p>2 <u>法第11条第2項第1号及び第2号</u>の博物館資料の目録は、博物館資料目録（様式第3号）とする。</p> <p><u>【新設】</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）<u>第22条</u>の規定に基づき、博物館の登録について必要な事項を定める。</p> <p>（登録原簿）</p> <p>第2条 <u>法第14条第1項の規定による博物館登録原簿は、博物館登録原簿（様式第1号）とする。</u></p> <p>（登録の申請）</p> <p>第3条 <u>法第12条第1項の規定による登録申請書は、博物館登録申請書（様式第2号）とする。</u></p> <p>2 <u>法第13条第1項第3号に基づく博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第19条第3号の規定による博物館資料の目録は、博物館資料目録（様式第3号）とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の博物館登録申請書には、法第12条第2項各号に掲げる次の書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 設置条例又は法人の登記事項証明書（私立博物館にあっては、法人の登記事項証明書又は定款若しくは規則）の写し</u></p> <p><u>(2) 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し</u></p>

(登録要件の審査等)

第4条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、法第12条の規定による登録要件の審査及び法第14条第1項の規定による登録の取消しに当たり、必要があると認めるときは、資料の提出を求め、実地について調査し、又は学識経験者若しくは専門機関の意見若しくは説明を聴くことができる。

(登録事項等の変更の届出)

第5条 法第13条第1項の規定による変更の届出は、博物館登録事項等変更届出書（様式第4号）により速やかに行わなければならない。

2 博物館の設置者は、博物館資料の目録に記載された事項に軽微な変更が生じたときは、当該変更が生じた日の属する年度の末日までに、博物館登録事項等変更届出書により委員会に届け出なければならない

(3) 博物館資料目録

(4) 館長及び学芸員の氏名、職務内容並びに経歴を記載した書類

(5) 前号に掲げる書類に学芸員として記載された者が学芸員となる資格を有することを証する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか教育委員会（以下「委員会」という。）が登録の申請に当たって必要と認める書類

(登録要件の審査等)

第4条 委員会は、法第13条の規定による登録要件の審査及び法第19条第1項の規定による登録の取消しに当たり、あらかじめ学識経験者又は専門機関の意見を聴取しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、委員会は、必要があると認めるときは、資料の提出を求め、又は実地について調査することができる。

(登録事項の変更の届出)

第5条 博物館の設置者は、法第12条第1項第1号又は第2号に掲げる登録事項の変更をするときは、法第15条第1項の規定に基づき、博物館登録事項変更届出書（様式第4号）によりあらかじめ委員会に届け出なければならない。

い。

(廃止の届出)

第6条 法第15条第1項の規定による廃止の届出は、博物館廃止届出書（様式第5号）により行わなければならない。

(公示)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を公示するものとする。

- (1) 法第10条の登録をしたとき。
- (2) 法第13条第2項の変更登録をしたとき。
- (3) 法第14条第1項の規定による登録の取消しをしたとき。
- (4) 法第15条第2項の規定による登録の抹消をしたとき。

(廃止の届出)

第6条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、法第20条第1項の規定に基づき、博物館廃止届出書（様式第5号）により速やかに委員会に届け出なければならない。

(定期報告)

第7条 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、法第16条の規定に基づき、博物館運営状況報告書（様式第6号）により、当該年度終了後毎年6月30日までに委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する報告に当たっては、次の書類を添付しなければならない。ただし、第5号及び第6号に掲げる書類については、変更のあった年度のみ提出するものとする。

- (1) 職員名簿、組織図等組織の態様を示す書類
- (2) 運営に係る収支計算書
- (3) 職員への研修実績等人材育成の取組を示す書類
- (4) 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業実績を示す書類
- (5) 博物館資料の目録（区分、数量等が分かるものとする。）
- (6) 施設及び設備に関する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか委員会が定期報告に当たって必要と認める書類

現行

様式第2号（第3条関係）

博物館登録申請書

年 月 日

堺市教育委員会 殿

設置者 所在地

名称

代表者氏名

博物館法第11条の規定により、下記のとおり博物館の登録を申請します。

記

1 博物館の名称

2 博物館の所在地

(添付書類)

1 設置条例（私立博物館にあつては、設置者の定款又は規則）の写し

2 館則の写し

3 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及び図面

4 当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類

5 博物館資料の目録

6 館長の氏名及び学芸員の氏名を記載した書面

改正後（案）

様式第2号（第3条関係）

博物館登録申請書

年 月 日

堺市教育委員会 殿

設置者 住所

名称

代表者氏名

博物館法第12条第1項の規定により、下記のとおり博物館の登録を申請します。

記

- 1 博物館の名称
- 2 博物館の所在地
- 3 博物館法13条第1項第2号に規定する要件

当該申請に係る博物館の設置者が、法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと

（はい / いいえ）

（添付書類）

- (1) 設置条例又は法人の登記事項証明書（私立博物館にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は規則）の写し
- (2) 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し
- (3) 博物館資料目録（様式第3号）
- (4) 館長及び学芸員の氏名、職務内容並びに経歴を記載した書類
- (5) 前号に掲げる書類に学芸員として記載された者が学芸員となる資格を有することを証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が登録の申請に当たって必要と認める書類

現行

様式第4号（第5条関係）

博物館登録事項等変更届出書

年 月 日

堺市教育委員会 殿

設置者 所在地

名称

代表者氏名

博物館法第13条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 博物館の名称
- 2 博物館の所在地
- 3 登録年月日
- 4 登録記号番号
- 5 変更した事項
 - (1) 変更した事項の種別
 - (2) 変更前
 - (3) 変更後
- 6 変更年月日
- 7 変更の理由

改正後（案）

様式第4号（第5条関係）

博物館登録事項変更届出書

年 月 日

堺市教育委員会 殿

設置者 住所

名称

代表者氏名

博物館法第15条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 博物館の名称
- 2 博物館の所在地
- 3 登録年月日
- 4 登録記号番号
- 5 変更する事項
 - (1) 変更する事項の種別
 - (2) 変更前
 - (3) 変更後
- 6 変更年月日
- 7 変更の理由

現行

様式第5号（第6条関係）

博物館廃止届出書

年 月 日

堺市教育委員会 殿

設置者 所在地

名称

代表者氏名

博物館法第15条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 博物館の名称
- 2 博物館の所在地
- 3 登録年月日
- 4 登録記号番号
- 5 廃止年月日
- 6 廃止の理由
- 7 廃止後の処置

改正後（案）

様式第5号（第6条関係）

博物館廃止届出書

年 月 日

堺市教育委員会 殿

設置者 住所

名称

代表者氏名

博物館法第20条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 博物館の名称
- 2 博物館の所在地
- 3 登録年月日
- 4 登録記号番号
- 5 廃止年月日
- 6 廃止の理由
- 7 廃止後の処置

現行

【新設】

改正後（案）

様式第6号（第7条関係）

博物館運営状況報告書

年 月 日

堺市教育委員会 殿

設置者 住所

名称

代表者氏名

博物館法第16条の規定により、下記の書類を添えて報告します。

記

- (1) 職員名簿、組織図等組織の態様を示す書類
- (2) 運営に係る収支計算書
- (3) 職員への研修実績等人材育成の取組を示す書類
- (4) 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業実績を示す書類
- (5) 博物館資料の目録（区分、数量等が分かるものとする。）
- (6) 施設及び設備に関する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が定期報告に当たって必要と認める書類

(注)

第5号及び第6号に掲げる書類については変更のあった年度のみ提出するものとする。